

(欄外注記3)

内務部長	学務兵事課長	大正年月日	起案主任
内務部長	学務兵事課長 (石田印)	大正十一年八月二二日	起案主任 (高田印)

(欄外注記1)

(欄外注記2)

4 校舎及び柔剣道場増築に関する認可申請
(大正十一年八月)

進

達

下

付

東京府知事 宇佐美勝雄殿

中央大学学長 岡野敬次郎印

校舎増築ノ件 中央大学

同上ニ対スル指令
大正十一年八月廿一日

認可

右第三式經由印ヲ捺シ
文部省へ進達スルモノトス右第四式經由印ヲ捺シ 神田
郡区役所へ送付スルモノトス

増築認可申請

今般神田区錦町二丁目二番地、五番地ニ教室及柔道、剣道道場
増築致候ニ付御認可被下度別紙建築物ノ概要、設計書及図面相
添此段申請候也

(欄外注記4)
大正十一年八月一一日受
出大正十一年八月九日
学務兵事課主任回
知事 内務部長(代理・石田印) 学務兵事課長(石田印)(高田印)

進達案

文部大臣 鎌田栄吉殿

圖面七葉 略

右第三式經由印ヲ捺シ文部省へ進達スルモノトス
一、中央大学校舎及柔剣道場増築ノ件

庶學經第二六号

中央大学校舎及柔剣道場増築認可申請

一、添付書類 設計図七葉

(欄外注記5)
割印
大正十一年八月十日

東京市神田区長 山県鉄藏印

東京府内務部長 大海原重義殿

進達願

別紙増築認可申請書主務省へ御進達被成下度此段奉願候也
大正十一年八月九日

使用ノ目的 メス	各階ノ床高 各階ノ面積		一尺五寸 一〇五坪四	十二尺五寸 一〇〇坪九	十二尺 一〇〇坪九	十三尺 一〇一坪七	屋根
	小使室	柔剣道場	教室	教室	教室	教室	屋根
軒先樋其他建築物ノ部分ハ總テ建築線ヨリ突出セシ							

設計書

(欄外注記3)

「完結」

(欄外注記4)

「收受成学甲第七三五九号」「判決八月十四日」「施行八月十五日」

(欄外注記5)

「大正十一年八月十日・東京府收受・成学甲第七三五九号」

〔大正十一年 学事私立学校第一種冊の六十六
304 C2 10〕

段階		段図面符号ノ階		要式	
丁	丙	乙	甲	小屋軸構造組合	基礎
式十段	式十段	式十段	式十段	段数	
四尺五寸	四尺五寸	四尺五寸	四尺五寸	内法	
六	六	六	六寸二分五厘	蹴上	
一尺	一尺	一尺	一尺二分五厘	踏面	
		十尺	寸	巾	踊場
				奥行	

洋風柱、壁体及階段共鉄筋コンクリート造ニシテ外
部壁面仕上ハ柱型化粧煉瓦其他人造石洗ヒ出シ
及モルタル塗内部壁面及天井ハ白漆喰リ床小
使室及柔道場ハ畳敷キ剣道場板敷キ其他ハモル
タル塗リ仕上トス、各造作ハ木材ヲ以テ施工ス
形状——陸屋根
勾配——五十分ノ一

屋根葺
料屋根鉄筋コンクリート造表面アスハアル
ト液ヲ以テ「マルソイドルーフキング」貼布ス
杭打地形割栗石杭間ニ搾固メ鉄筋コンクリート
ヲ以テ施工ス

鉄筋コンクリート
鉄筋コンクリート

段階	段図面符号ノ階
丁	丙
丙	乙
乙	甲
甲	

(欄外注記1)

「収受成学甲第七三五九号」

(欄外注記2)

「判決八月二十二日」「施行八月二十二日」